

要介護認定に基づく障害者控除が受けられる場合があります

☎ ほけん課 介護保険係 ☎ 22-3145

障害者手帳などの交付を受けていない場合でも、下記の条件に当てはまる人で認定の基準を満たしている人は、令和5年分の障害者控除を受けられる場合があります。控除には障害者控除対象者認定書が必要です。認定書の交付を希望する人はお問い合わせください。

◎ 認定書の対象(すべてに該当)

- ▷ 令和5年12月31日現在(年の途中で死亡した場合はその日)で阿蘇市介護保険第1号被保険者に該当する人
- ▷ 要介護認定を受けていて、認定基準を満たしている人(要支援は非該当)
- ▷ 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳・原爆症認定書などを所持していない人

◎ 認定の基準

基準に基づき、介護保険の認定資料により審査します。単に要介護度だけでなく、身体の障害の状態および認知症の状態による自立度も含めて判定します。要介護認定を受けている人が必ず認定書が交付されるとは限りません。

◎ 申請方法

- 本人の介護保険被保険者証と申請者の本人確認書類を持参のうえ、市役所ほけん課または各支所市民係で申請してください。
- ※申請用紙は、ほけん課・各支所窓口にあります。市のホームページからもダウンロードできます。
- ※審査後、郵送で交付します。時間に余裕をもって申請してください。窓口での即時交付はできません。



▲市ホームページ

税の申告の一部先行受付

申告会場来場者の待機時間短縮、混雑・密集を緩和するため、次の要件を満たす人は先行して申告を受け付けます。

先行受付対象	先行受付要件
年収が年末調整してある給与収入のみで2,000万円以下の人	給与所得または公的年金所得の源泉徴収票を持っており、勤務先の年末調整や年金保険者に届けていない各種控除がある場合(所得が確定している人の所得税の還付申告、来年度の市・県民税の税額算定に所得控除を適用するための申告)
年収が公的年金収入のみで合計収入額が400万円以下の人	例 ▶ 寄附を行った分の寄付金控除がある。 ▶ 医療費控除の対象となる医療費の支払いがある。 ▶ 親族の扶養状況に変更がある。

- ◎ **と き** 2月1日(木)～15日(木) (休日・祝日など閉庁日を除く)
午前9時～11時30分・午後1時～4時
- ◎ **と ころ** 市役所 1階 税務課

◎ 持参物

- ▷ 源泉徴収票 ▶ 身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証、保険証など)
- ▷ 通帳など口座情報がわかるもの(還付先口座指定用)
- ▷ 控除を受けようとする内容の証明書類
- 例** 寄付金控除証明書、身体障害者手帳、生命保険料控除額証明書、医療費控除の明細書・領収書 など

給与収入と年金収入の両方がある人や、日程の都合が悪い人は2月16日(金)以降の通常の申告受付期間にお越しください。

先行受付の対象とならない人

- ◎ 申告を行うことで所得が確定する人
- ◎ 事業(営業、農業)所得、不動産所得、雑所得、一時所得、譲渡所得、山林所得がある人
- ◎ 複数の給与支払いを受けている人 ◎ 個人年金収入がある人
- ◎ 年末調整の結果や年金保険者への届出の内容が変わらない人

✓ 税の申告は2月16日(金)から

* 詳細(行政区別など)は2月号に掲載します。

一の宮地区	波野地区	阿蘇地区
期間 2月16日(金) ▶ 2月28日(水)	期間 2月29日(木) ▶ 3月1日(金)	期間 3月4日(月) ▶ 3月15日(金)
会場 市役所北側別館大会議室	会場 波野支所会議室	会場 農村環境改善センター農事研修室

税の申告の準備をしましょう

☎ 税務課
☎ 22-3148

内科 循環器科 腎臓内科 人工透析 在宅療養支援診療所 心臓リハビリテーション

当院は、生活習慣病はもちろん、心不全・狭心症・心筋梗塞・心臓弁膜症・不整脈などの心臓病や血管の病気など幅広く診療しております。また全身循環を考慮した身体に優しい人工透析も行っております。

なんでも相談できるかかりつけ医として、
お一人お一人に適した医療をご提供します。
何か気になる症状があるときにはいつでも
ご相談ください。

医療法人 坂梨ハート会
さかなしハートクリニック
 阿蘇市小里249番地2 ☎0967-24-6262
 sakashiheart@icloud.com

借金、離婚、相続、遺言、交通事故、刑事・・・など、ひとりで悩まずお気軽にご相談下さい

受付時間：平日9時～17時15分 TEL：0967-22-5223 *完全予約制です。
 音声でのご連絡が難しい方のみ、FAX0967-22-5224で相談予約受付。お名前、FAX番号を必ずご記入ください。
 日程調整につきFAXで返信いたします。なお、相談にはご来所の必要があり、FAXでの相談はできません。

- ・当事務所での相談が初めての方は、30分まで無料
- ・初回30分超または2回目以降は30分3500円
- ※経済的に余裕がない方は、法テラスの無料法律相談制度をご利用になれることがあります。お問合せ下さい。

阿蘇法律事務所
 阿蘇地域に根ざした法律事務所です。
 弁護士 森 あい

〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2005-8-203 (阿蘇市商工会一の宮支所となり)